

## 部会構成について（案）

今後予定している審議案件や、昨今の環境行政の現状を踏まえ、前回に引き続き、次の部会構成とする。

第1部会 「環境政策及び循環型社会推進等に関すること」

- 審議事例 ○ 環境政策  
環境保全対策の総合的計画に関する審議
- 循環型社会推進  
循環型社会形成の推進に関する審議

第2部会 「廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること」

- 審議事例 ○ 廃棄物対策  
廃棄物の抑制及び適正処理に関する審議
- 環境汚染防止対策  
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下の防止に関する審議。ダイオキシン類及び化学物質の対策に関する審議。

\*参考 今後の審議案件について\*

- 環境基本計画の見直し（平成21年度）  
平成19年3月に改定された環境基本計画について、新しい総合計画の策定にあわせるとともに、環境保全に関する状況が変化したことなどを踏まえて、本審議会に審議いただき、答申を受けて見直しを行う。
- 産業廃棄物税の見直し（平成21年度～）  
平成18年度に導入した産業廃棄物税の施行後の状況について検証し、平成23年度以降のあり方について本審議会の意見を求める。
- 水生生物保全環境基準の類型指定（平成20年度～）  
平成15年11月に環境基本法に基づく「水質汚濁に関する環境基準」が一部改正され、新たに「水生生物の保全に係る水質環境基準」が設けられたことから、水生生物の生息状況等を踏まえ、その類型指定について、順次、本審議会に審議いただき、答申を受けて指定を行う。
- 水質環境基準類型指定の見直し（平成20年度）  
類型指定がされている既存水域のうち、河川の水質が改善される等により、より上位の類型を継続して満足する水域の類型指定について、順次、本審議会に審議いただき、答申を受けて見直しを行う。
- 水質測定計画の策定（毎年度）  
年度ごとの公共用水域及び地下水の測定について定める本計画は、水質汚濁防止法の規定により、毎年度、本審議会に審議いただき、答申を受けて策定している。

○ 騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域等の見直し（平成 21 年度）

以下の法令に係る指定等は概ね 5 年毎に見直しを行っているが、次期見直しが平成 21 年度であるため、これを行うにあたり、本審議会の意見を求める。

- ・環境基本法第 16 条の規定に基づく騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域
- ・騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域
- ・振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域
- ・悪臭防止法第 3 条の規定に基づく規制地域
- ・福島県生活環境の保全等に関する条例第 84 条に基づく深夜騒音規制地域

○ ダイオキシン類対策特別措置法第 39 条の規定に基づくダイオキシン類土壤汚染対策地域の解除について（平成 21 年度）

平成 19 年 1 月に同法の規定に基づき、双葉郡大熊町小入野地内を土壤汚染対策地域に指定し、同年 11 月に策定した対策計画に従って、大熊町が平成 19 年度から汚染土壤の除去工事等を実施しており、20 年度に対策工事が完了する見込みである。

当該土壤汚染対策の完了に伴い、同法の規定に基づく地域指定の解除を行うこととしているが、解除にあたり、本審議会の意見を求める。